



島根県報

令和7年4月4日（金）

第 6 0 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定	（農 業 経 営 課）	2
県営土地改良事業計画の決定（5件）	（農 村 整 備 課）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	5
海岸保全区域の指定	（河 川 課）	6
港湾隣接地域の指定	（港 湾 空 港 課）	6

【公 告】

公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	8
-------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び 保守に係る一般競争入札の落札者等	（税 務 課）	9
---	---------	---

告 示

島根県告示第210号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
益田市美都町宇津川ハ1586	田	1,068

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和7年5月1日	権利の始期から令和12年3月31日まで	5,340

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
益田市美都町宇津川ハ1586	小野 カヅ

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。

島根県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
古江地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
城九郎地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
木谷地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
春殖越戸地区農道事業（県営農地整備事業（基幹農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
宮内地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場

島根県告示第216号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

大田市温泉津町福光ハ773 平田清治

〃 温泉津口53 家迫 篤

〃 今浦ハノ1245 西田英明

イ 加入区

温泉津町加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

浜田市瀬戸ヶ島町28-10 宅間 彰

〃 長沢町3226 高橋恵介

〃 熱田町144 下間 勲

イ 加入区

浜田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

益田市久城町622 齋藤 榮

〃 高津町口198-10 中島泰治

〃 飯浦町イ937-2 長 貴志

イ 加入区

益田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和 7 年 4 月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない出雲ドーム東店 島根県出雲市平野町300他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦 東京都千代田区二番町8番地8

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

（変更後）いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦 東京都千代田区二番町8番地8

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

（変更後）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦 東京都千代田区二番町8番地8

(4) 変更の年月日

令和 7 年 1 月 30 日

2 届出年月日

令和 7 年 3 月 26 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第218号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

海岸保全区域の指定（昭和59年島根県告示第79号）は、廃止する。

令和 7 年 4 月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也

海 岸 の 名 称					海 岸 保 全 区 域
沿岸名	海岸名	地 区 海岸名	地 先 海岸名	延長	
島根	松江	美保関	五本松	429m	基点 1 から基点 5 までは順次に直線で結んだ線、基点 1 と補助点 1 を直線で結んだ線、基点 5 と補助点 2 を直線で結んだ線及び補助点 1 と補助点 2 を直線で結んだ線により囲まれた区域 1 基点の位置 基点 1 座標 X −49,707.896 座標 Y 102,995.456 基点 2 座標 X −49,709.253 座標 Y 103,011.440 基点 3 座標 X −49,614.373 座標 Y 103,359.898 基点 4 座標 X −49,609.078 座標 Y 103,378.875 基点 5 座標 X −49,602.238 座標 Y 103,412.404 2 補助点の位置 補助点 1 座標 X −49,745.735 座標 Y 103,006.351 補助点 2 座標 X −49,634.141 座標 Y 103,420.622

島根県告示第219号

港湾隣接地域を次のとおり指定したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の 2 第 3 項の規定により告示する。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

地 区 名	地 域
宅野地区	基点1 から基点50までを順次結んだ線及び海面により囲まれた陸域 (点の表示) 基点1 島根県大田市仁摩町宅野字前原1270番地先場所打コンクリート堤基部 基点1 から332度00分00秒の汀線まで引いた線 基点2 基点1 から40度00分00秒 60.00メートルの点 基点3 基点2 から115度00分00秒 40.00メートルの点 基点4 基点3 から162度20分00秒 10.00メートルの点 基点5 基点4 から87度00分00秒 37.00メートルの点 基点6 基点5 から8度57分22秒 41.09メートルの点 基点7 基点6 から13度59分18秒 7.53メートルの点 基点8 基点7 から284度03分55秒 0.67メートルの点 基点9 基点8 から14度04分34秒 16.04メートルの点 基点10 基点9 から14度22分42秒 29.04メートルの点 基点11 基点10から14度05分39秒 3.85メートルの点 基点12 基点11から283度00分00秒 0.18メートルの点 基点13 基点12から13度42分38秒 12.04メートルの点 基点14 基点13から13度27分52秒 4.01メートルの点 基点15 基点14から13度01分22秒 4.00メートルの点 基点16 基点15から12度34分15秒 4.00メートルの点 基点17 基点16から11度49分43秒 4.00メートルの点 基点18 基点17から11度04分04秒 4.00メートルの点 基点19 基点18から11度04分34秒 2.01メートルの点 基点20 基点19から10度47分45秒 2.00メートルの点 基点21 基点20から9度38分16秒 4.02メートルの点 基点22 基点21から9度09分08秒 4.01メートルの点 基点23 基点22から8度14分17秒 4.01メートルの点 基点24 基点23から7度50分45秒 4.01メートルの点 基点25 基点24から286度53分30秒 0.06メートルの点 基点26 基点25から7度18分19秒 4.00メートルの点 基点27 基点26から6度24分05秒 4.00メートルの点 基点28 基点27から5度57分41秒 2.00メートルの点 基点29 基点28から5度52分52秒 4.01メートルの点 基点30 基点29から94度57分05秒 0.25メートルの点 基点31 基点30から5度40分39秒 5.88メートルの点 基点32 基点31から274度17分49秒 0.31メートルの点 基点33 基点32から6度07分57秒 4.81メートルの点 基点34 基点33から97度18分26秒 1.19メートルの点 基点35 基点34から7度43分33秒 0.67メートルの点

基点36	基点35から 8 度33分07秒	5.52メートルの点
基点37	基点36から10度35分38秒	3.77メートルの点
基点38	基点37から98度33分42秒	0.31メートルの点
基点39	基点38から 8 度08分24秒	0.72メートルの点
基点40	基点39から287度30分32秒	0.23メートルの点
基点41	基点40から 8 度59分41秒	6.00メートルの点
基点42	基点41から91度31分11秒	0.25メートルの点
基点43	基点42から 8 度25分11秒	1.03メートルの点
基点44	基点43から280度02分17秒	0.30メートルの点
基点45	基点44から 9 度07分15秒	18.73メートルの点
基点46	基点45から353度48分16秒	10.75メートルの点
基点47	基点46から 7 度45分22秒	16.18メートルの点
基点48	基点47から300度00分00秒	13.02メートルの点
基点49	基点48から340度00分00秒	30.00メートルの点
基点50	基点49から312度40分00秒	58.00メートルの点
	基点50から242度00分00秒の汀線まで引いた線	

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月13日に終了した松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和6年5月23日から令和7年3月13日まで

3 作業地域

松江市朝酌町、本庄町及び美保関町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年3月5日に終了した浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和6年7月5日から令和7年3月5日まで

3 作業地域

浜田市の一部

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県税務総合オンラインシステム基盤に係る機器・ソフトウェアの借入及び保守 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和7年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

F L C S株式会社 中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町2丁目7番10号

5 落札金額

247,032,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和7年1月31日